

こども性暴力防止法の対象



すべての事業者に取り組み義務がある

- ◆ 学校(幼稚園、小中学校、高校等)
- ◆ 専修学校(高等課程)
- ◆ 認定こども園
- ◆ 児童相談所
- ◆ 児童福祉施設(認可保育所、児童養護施設、障害児入所施設等)
- ◆ 指定障害児通所支援事業
- ◆ 乳児等通園支援事業 など



国の「認定」を受けた事業者が取り組む(認定は任意)

- ◆ 専修学校(一般課程)・各種学校
- ◆ 民間教育事業(学習塾・スポーツクラブ等)
- ◆ 放課後児童クラブ
- ◆ 一時預かり事業
- ◆ 病児保育事業
- ◆ 認可外保育事業
- ◆ 指定障害福祉サービス事業 など

対象の事業者求められる主な取り組み

安全確保措置

01 日頃から取り組むこと

- ◆ 事業者ごとに、何が「性暴力」「不適切な行為」に当たる行為かを定める
- ◆ いち早く異変に気づくことができるような仕組みを整える(面談やアンケートなど)

02 性暴力の被害が疑われる場合に取り組むこと

- ◆ 子どもたちの人権を大切に、心を傷つけないように調査(聞き取りなど)を行う

04 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- ◆ 01~03を踏まえ、性暴力の「おそれ」があるとの判断になった場合、防止のための措置(子どもに接する業務に就かせないなど)を講じなければならない

情報管理措置

- ◆ こども性暴力防止法の対象の事業者は、特定性犯罪の前科などの情報を適正に管理しなければならない
- ◆ 前科情報をみだりに他人に教えるなどした場合は、刑事罰だけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となりえる

(こども家庭庁資料「こども性暴力防止法の施行について」から作成)

こども性暴力防止法 12月25日から

に特集

脱「事業者まかせ」鍵は

立教大学名誉教授・「人間と性」教育研究協議会

浅井 春夫 さん



Q 評価点、改善点は？
A こども性暴力防止法は、子どもへの性暴力の防止について総合的な取り組みの必要性を提起し、日本版DBSは国として「子どもへの性暴力は許さない」と強いメッセージを発信した点に意味があります。

しかし、不十分さが多々あります。子どもに関わる事業者が①取り組みを義務付けられた者(学校、認可保育所など)②国の「認定」を受ける・受けないが事業者判断に任せられ、受けたり取らぬ者(放課後児童クラブ、学習塾など)③対象になっていない者(医療機関、認定を受ける意思のない事業者など)の3層構造になっています。性的人権を保障する際の空白領域が生じることは、人権の格差に関わる大問題です。

情報に制限が
イギリスでは、基本的に、

日本版DBS こども性暴力防止法の柱の一つで、子どもに教育・保育などを行う事業者(雇用主)が、子どもに接する仕事をしている従事者(職員)や新規採用者などの特定性犯罪歴を、こども家庭庁に照会・確認し、性犯罪歴のある人の就業を規制する仕組み。同法は2024年6月、全会一致で成立。

この日は、子どもたちと職員で段ボール遊びをしました。9月28日、東京都東久留米市



子どもとかかわるすべての職種で、事業者は職員の犯罪歴を確認できます。性犯罪だけでなく、子どもに危険を及ぼす犯罪歴、および、関係する情報がある場合も含みます。日本版DBSでは、特定の性犯罪歴のうち、裁判で有罪判決が確定しても、例えば拘禁刑でも20年たてば確認できなくなるなど、調べられる情報に制限があります。各国では無期限が基本です。

(情報管理措置)を実施することになります(図参照)。何が「性暴力」や「不適切な行為」に当たるかを就業規則などに定め、事案が起きたら、性暴力の「おそれ」「疑い」の有無を判断します。事業者の裁量に任されることが多く、国や自治体による研修の実施、教材開発、研修費や書類管理の支援が必要ですよ。

Q 事業者は何を大切にしたらよいですか？
A 性犯罪の9割が初犯

包括的性教育

とされます。日本版DBSが始まりますが、性犯罪の予測と防止は、実際には困難です。性暴力をなくすために、今までの教育・保育の内容でよいのか、職員の言動・対応はどうか、と事業全体を見直すといひではないでしょうか。ハラスメントや暴力が起りえる環境では、性暴力も起きやすくなります。

Q 包括的性教育も不可欠なのでは？
A 性暴力被害は、「いやだ」と感じても言葉や態度に出せない場合も多く、発覚しにくい。「被害にあった」と認識できないこともあり。性を人権とエンター平等の立場でとらえる包括的性教育を進めることは、制度を機能させるために不可欠です。イギリスでは並行して進めており、日本が学ぶべき点です。

人手・費用ギリギリ NPO法人 かるがも花々会

「指定障害児通所支援事業なので義務の事業者には該当しますが、こども家庭庁の資料が500ページ以上、動画もたくさんで。内容を理解するだけでも大変です」

障害のある子の発達支援・放課後活動、青年部の余暇活動を行うNPO法人かるがも花々会(東京都東久留米市)の理事長・下田大輔さん、統括責任者の加辺紘樹さんはこう言います。

約60人の利用児・者を、8人の常勤職員、約30人のパート職員で支援する小さな事業所。日

々の業務のほか、地域活動や家族支援なども行うにはギリギリの職員数です。今後の研修時間と研修費をどうやって確保するか。性犯罪歴を確認する端末機器を購入するための費用負担も心配です。

子どもの面談やアンケートに取り組むよう求められることも悩みです。「性暴力や不適切な行為について、障害のある子どもが理解できるように質問するのは難しいと感じます」

加盟する全国放課後連(障害

のある子どもの放課後保障全国連絡会)、放課後連・東京の同業者たちで「特別支援学校ではどうやって教えるのだろうか。参考にしたい」と話し合い、都の担当部署へも問い合わせました。「障害のある子どもたちが混乱なく理解できるように、行政とも連携したい」(加辺さん)

下田さんは言います。「放課後の居場所は、言葉でのやりとりだけでなく、互いに体を寄せ合って遊び、ぬくもりを大事にしてきました。職員・子ども・保護者と「信頼の三項関係」を築いて、よい支援ができるように取り組みたい」